

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京都府
政策法務課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目次

告示	ページ	公告	ページ
○基本測量の実施	(用地課) 613	○保安林の指定施業要件の変更の通知の公告	(京都林務事務所) 616
○公共測量の実施	()	○都市計画法に基づく工事完了	(山城北土木事務所) /
○公共測量の終了	()		
○道路の区域変更		公安委員会	
(山城北土木事務所、中丹西土木事務所)	614	○一般競争入札の実施	/
○道路の供用開始	(山城北土木事務所) /		
		選挙管理委員会	
公告		○公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程	619
○特定非営利活動促進法に基づく定款変更			
認証の申請に係る関係書類の縦覧 (府民力推進課)	/	監査委員	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出	(山城広域振興局) 615	○包括外部監査の事務を補助する者の氏名等	620
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧	(南丹広域振興局) /		

告示

京都府告示第327号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次のとおり基本測量を実施する旨国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成25年6月14日

京都府知事 山田 啓二

- 測量の地域
京都府全域
- 測量の期間
平成25年6月28日から平成26年3月31日まで
- 測量の種類
基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量

京都府告示第328号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用

する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である南丹市長から通知があった。

平成25年6月14日

京都府知事 山田 啓二

- 測量の地域
南丹市内の一部
- 測量の期間
平成25年6月17日から平成25年11月29日まで
- 測量の種類
公共測量（道路3次元データ計測）

京都府告示第329号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（平成24年京都府告示第736号）が平成25年3月10日終了した旨測量計画機関の長である京都府丹後土木事務所長から通知があった。

平成25年6月14日

京都府知事 山田 啓二

測量の地域
宮津市小田地内



京都府告示第330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、平成25年6月14日から平成25年6月28日まで縦覧に供する。

平成25年 6月14日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 175号
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福知山市大江町公庄小字六日991の1地先から	前	最小 28.3 ^m 最大 32.3	51.3 ^m
	後	最小 29.0 最大 40.2	
福知山市大江町公庄小字六日口771の2まで	後	最小 29.0 最大 40.2	51.4

- (4) 縦覧場所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2 (1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 八幡宇治線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宇治市伊勢田町井尻53の1から	前	最小 9.9 ^m 最大 15.2	31.6 ^m
	後	最小 10.0 最大 17.5	
宇治市伊勢田町毛語151の1まで	後	最小 10.0 最大 17.5	

- (4) 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、平成25年6月14日から平成25年6月28日まで縦覧に供する。

平成25年 6月14日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 八幡宇治線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
宇治市伊勢田町井尻53の1から 宇治市伊勢田町毛語151の1まで	平成25年 6月14日

- 4 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、定款変更認証の申請があったので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 6月14日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 定款変更認証申請を行った特定非営利活動法人の概要
 - (1) 名称
特定非営利活動法人ファーム
 - (2) 代表者の氏名
濱野 幸恵
 - (3) 主たる事務所の所在地
長岡京市城の里16番地の8
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、障害児等、特別な援助を必要とする児童・生徒と周辺の人々に対して、その発達支援に関する事業を行い、児童福祉に寄与することを目的とする。
- 2 申請年月日
平成25年 5月31日
- 3 縦覧場所
京都府山城広域振興局企画総務部乙訓地域総務室及び京都府府民生活部府民力推進課
- 4 縦覧期間
平成25年 5月31日から平成25年 7月31日まで



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

平成25年 6月14日

京都府知事 山 田 啓 二

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
大信商事株式会社
吹田市桃山台三丁目1番7号
代表取締役 大原 純孝
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファミレやわた
八幡市八幡源氏垣外1の4
- (3) 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社コノミヤ 大阪市鶴見区今津南一丁目5番32号 代表取締役 芋縄 隆史 ほか10業者	株式会社コノミヤ 大阪市鶴見区今津南一丁目5番32号 代表取締役 芋縄 隆史 ほか13業者	平 25. 6. 1 ほか	テナントの交替のため

- 2 届出年月日
平成25年 6月 5日
- 3 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部商工労働観光室及び京都府商工労働観光部商業・経営支援課
- 4 縦覧期間
平成25年 6月14日から平成25年10月15日まで
- 5 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部商工労働観光室



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

平成25年 6月14日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
三和土木株式会社
代表取締役 昌元 令子
大阪府中央区北久宝寺町1丁目2番1号 オーセンティック東船場202号室
- 2 林地開発行為の目的
事業場の設置（資材置場）
- 3 林地開発行為をしようとする区域
亀岡市西別院町犬甘野泥ヶ淵3ほか（次の図のとおり）
- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積
6.5ヘクタール
- 5 期間
平成25年12月1日から平成30年11月30日まで
- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れの発生	亀岡市西別院町犬甘野泥ヶ淵地内の一部に存する道路（府道亀岡能勢線）（次の図のとおり）	場内への進入路にタイヤの洗い場を設置し、運搬車両に付着した泥を除却する。
交通量の増加	〃	場内への出入口から府道亀岡能勢線の延長250メートルの範囲内の区間の速度は、時速30キロメートル以下とする。
濁水の発生	亀岡市西別院町犬甘野泥ヶ淵地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内の最下流部に沈砂池を設置し、場内の排水を全て沈砂池に集め、泥を沈下させた後に場外に排水する。 雨天時は、作業を中止する。
河川水量の増加	〃	場内の最下流部に調整池を設置し、場内の排水を全て調整池に集め、流量の調整後に場外に排水する。 土砂を定期的に除去し、調整池の容量を確保する。

8 縦覧場所

- (1) 京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり推進室
亀岡市荒塚町1丁目4の1
- (2) 京都府農林水産部森林保全課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 三和土木株式会社
大阪府中央区北久宝寺町1丁目2番1号 オーセ
ンティック東船場202号室

9 縦覧期間

平成25年 6月14日(金) から平成25年 7月16日(火)
まで

10 意見書の提出期間及び提出先

(1) 提出期間

平成25年 6月14日(金) から平成25年 7月30日(火)
まで

(2) 提出先

〒621-0851 亀岡市荒塚町1丁目4の1
京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり推進室
〔次の図〕は、省略し、その図面を8の場所において縦覧に供する。)



森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知をする相手方の所在が不分明のため、同法第189条の規定により、その通知の内容を京都市役所に掲示し、その要旨を次のとおり公告する。

平成25年 6月14日

京都府知事 山 田 啓 二

1 通知の相手方の登記簿記載の住所及び氏名

京都市右京区嵯峨柳田町4番地 嵯峨スカイハイツ
405号

原田 隆晴

京都市北区大宮上ノ岸町17番地

大東 敏寛

東京都練馬区平和台二丁目4番5号

下根 貴弘

住所の記載なし

吹上 亀太郎

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣が、保安林の指定施業要件を変更したこと。

(2) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、指定された目的及び指定施業要件については、平成25年農林水産省告示第834号による。



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年 6月14日

京都府知事 山 田 啓 二

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
第一工区

京田辺市甘南備台2丁目22の3の一部
（関連区域）

京田辺市甘南備台2丁目14の1の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

枚方市宮之阪3丁目1の21
進和第一通信建設株式会社

公 安 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成25年 6月14日

京都府警察本部長 安 田 貴 彦

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

耐刃防護衣用外衣 519着

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成25年10月31日（木）

(4) 納入場所

京都府警察本部

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4

京都府警察本部総務部会計課調度係

電話075-451-9111 内線2251

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

平成25年 6月14日（金）から平成25年 6月28日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 交付場所

(1)に同じ。

ウ 交付方法

(ア) 直接交付を受ける場合

交付期間中の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(イ) 郵送により交付を受ける場合

交付場所宛てに返信用切手240円分を同封の上、申し込むこと。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時

平成25年6月19日(水)午前11時から

イ 場所

京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4

京都府警察本部本館地下入札室

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱(昭和58年京都府告示第375号)に定める競争入札参加者の資格を有する者で、「警察用品」又は「繊維製品」に登録されているものであること。

(2) 1の(1)の購入物品を納入期限内に確実に納入することができるものと認められる者であること。

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(4) 購入物品の検査を日本国内において行うことができ、契約担当者の検査に応じ、品質等を保証することができる者であること。

(5) 購入物品の修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間

2の(2)のイに同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(3) その他

確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成25年7月5日(金)午前11時

イ 場所

2の(3)のイに同じ。

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約

保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

8 その他

- (1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成25年6月14日

京都府警察本部長 安 田 貴 彦

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
ベル式 206L-4型（J A6148）ヘリコプター機体6,000時間特別点検整備 一式
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約日から平成25年12月27日（金）まで
- (4) 履行場所
京都府警察本部長が指定する場所

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入敷ノ内町85の3、85の4
京都府警察本部総務部会計課調度係
電話075-451-9111 内線2251
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等
ア 交付期間
平成25年6月14日（金）から平成25年6月28日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）
イ 交付場所
(1)に同じ。
ウ 交付方法
(ア) 直接交付を受ける場合
交付期間中の午前9時から午後5時までの間に交付する。
(イ) 郵送により交付を受ける場合
交付場所宛てに返信用切手240円分を同封の上、申し込むこと。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
平成25年6月19日（水）午後2時から
イ 場所
京都市上京区下立売通釜座東入敷ノ内町85の

3、85の4

京都府警察本部本館地下入札室

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号）に定める競争入札参加者の資格を有する者で、「船舶・航空機」に登録されているものであること。
- (2) 航空法（昭和27年法律第231号）第20条第1項に規定する業務の能力のうち、同項第3号「航空機の整備及び整備後の検査の能力」及び第4号「航空機の整備又は改造の能力」の認定を国土交通大臣から受けている者であること。
- (3) 航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2の規定により「総重量3トン未満の回転翼航空機（無人回転翼航空機を除く。）又は総重量3トン以上の回転翼航空機に係る修理事業」の許可を経済産業大臣から受けている者又は同法第2条の8の規定により当該事業の区分の変更許可を経済産業大臣から受けている者であること。
- (4) 航空機製造事業法第9条第1項に規定する経済産業大臣の認可を受けた「修理の方法（ベル式206L-4型）」による修理を行う者であること。
- (5) 「ベル式206L-4型」の機体製造者であるベル・ヘリコプター・テキストロンからメンテナンスセンターとしての認定証を取得している者であること。
- (6) 1の(1)の業務を履行期間内に確実に履行することができる者と認められる者であること。
- (7) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (8) 契約担当者の検査に応じ、航空機整備を保證することができる者であること。
- (9) 1の(1)の業務に関する修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明会において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間等
ア 提出期間
2の(2)のアに同じ。
イ 提出場所
2の(1)に同じ。
ウ 提出方法

- (ア) 持参により提出する場合
提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。
- (イ) 郵送により提出する場合
書留郵便で提出期間内に必着のこと。
- (2) 確認通知
入札参加資格の確認結果は、別途通知する。
- (3) その他
確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- 5 入札手続等
- (1) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成25年7月5日(金)午後2時
- イ 場所
2の(3)のイに同じ。
- (2) 入札の方法
持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。
- (3) 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。
- ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札
- ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札
- エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定方法
京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 契約書作成の要否
要する。
- 6 入札保証金
免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落

札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

8 その他

- (1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年6月14日

京都府選挙管理委員会

委員長 高屋 直志

京都府選挙管理委員会規程第3号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程(昭和40年京都府選挙管理委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表1医療法人財団康生会城北病院の項中「医療法人財団康生会城北病院」を「医療法人財団康生会北山武田病院」に改め、同表医療法人財団医道会十条リハビリテーション病院の項中「医療法人財団医道会十条リハビリテーション病院」を「医療法人財団医道会十条武田リハビリテーション病院」に改め、同表財団法人仁風会嵯峨野病院の項中「財団法人仁風会嵯峨野病院」を「一般財団法人仁風会嵯峨野病院」に改め、同表財団法人高雄病院の項中「財団法人高雄病院」を「一般財団法人高雄病院」に改め、同表西京病院の項中「西京病院」を「医療法人同仁会(社団)西京病院」に改め、同表医療法人財団医道会稲荷山病院の項中「医療法人財団医道会稲荷山病院」を「医療法人財団医道会稲荷山武田病院」に改め、同表財団法人真和会京都大橋総合病院の項中「財団法人真和会京都大橋総合病院」を「一般財団法人真和会京都大橋総合病院」に改め、同表財団法人仁風会京都南西病院の項中「財団法人仁風会京都南西病院」を「一般財団法人仁風会京都南西病院」に改め、同表綾部市立病院の項中「綾部市立病院」を「公益財団法人綾部市医療公社綾部市立病院」に改め、同表財団法人長岡記念財団

長岡病院の項中「財団法人長岡記念財団長岡病院」を「一般財団法人長岡記念財団長岡病院」に改め、同表公立山城病院の項中「公立山城病院」を「京都山城総合医療センター」に、「木津川市木津池田74の1」を「木津川市木津駅前1丁目27」に改め、同表京都府立与謝の海病院の項を削り、国保京丹波町病院の項の次に次のように加える。

京都府公立大学法人京都府立医科大学附属北部医療センター	同 与謝郡与謝野町字男山481
-----------------------------	-----------------

別表3 社会福祉法人博愛福祉会地域密着型特別養護老人ホームグリーンパーク愛宕の項中「社会福祉法人博愛福祉会地域密着型特別養護老人ホームグリーンパーク愛宕」を「社会福祉法人博愛福祉会特別養護老人ホームグリーンパーク愛宕」に改め、同表社会福祉法人博愛福祉会地域密着型特定施設ケアハウスグリーンパーク愛宕の項中「社会福祉法人博愛福祉会地域密着型特定施設ケアハウスグリーンパーク愛宕」を「社会福祉法人博愛福祉会ケアハウスグリーンパーク愛宕」に改め、同表社会福祉法人悠仁福祉会軽費老人ホームケアハウスやまぶきの項の次に次のように加える。

社会福祉法人マイクロ福祉会特別養護老人ホームまごころ園	同 菟道藪里11の3
-----------------------------	------------

別表3 社会福祉法人物集女福祉会軽費老人ホームケアハウスサニーリッジの次に次のように加える。

社会福祉法人向陽福祉会小規模特別養護老人ホーム向陽苑21	同 2 上植野町五ノ坪1の
社会福祉法人向陽福祉会小規模ケアハウス向陽苑21	同 2 上植野町五ノ坪1の

別表3 社会福祉法人秀孝会特別養護老人ホーム有智の郷の次に次のように加える。

株式会社社会福祉総合研究所ロイヤルレジデンス京都南	同 八幡月夜田79の3
---------------------------	-------------

別表3 社会福祉法人与謝郡福祉会軽費老人ホーム虹ヶ丘の次に次のように加える。

社会福祉法人与謝郡福祉会特別養護老人ホームやすら苑	同 与謝郡与謝野町字加悦802の7
---------------------------	-------------------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

監 査 委 員

京都府監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 6月14日

京都府監査委員 奥 田 敏 晴
同 山 口 勝
同 村 山 佳 也
同 園 田 能 夫

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
谷 口 貢	京都市左京区上高野奥小森町16番地の9
新 井 英 植	京都市西京区御陵大枝山町6丁目29の9
中 野 雄 介	京都市北区上賀茂高縄手町52番地1
日根野 健	京都市下京区油小路町282 サンシティ京都駅前601号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成25年 6月14日から平成26年 3月31日まで